

第2章 八尾市の外国人市民の現状

1. 外国人市民の現状

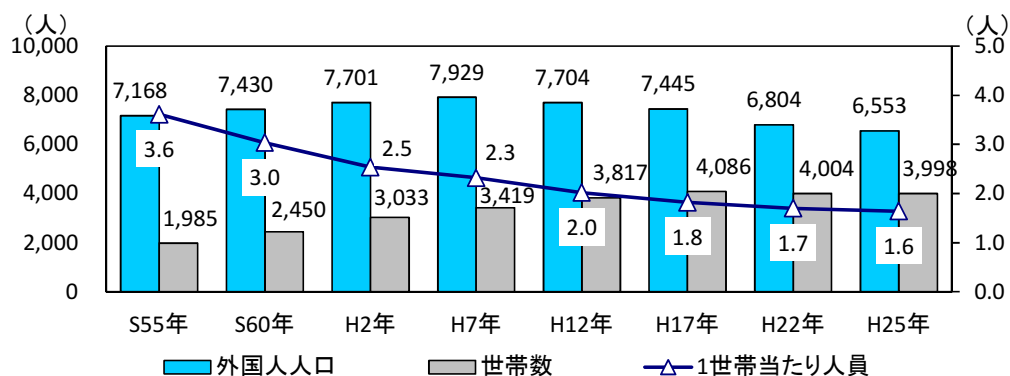
(1) 外国籍を有する市民と世帯数の推移

日本において外国籍を有する住民（在留外国人）の数は、平成 25 年（2013 年）6 月末現在、204 万 9,123 人（法務省入国管理局統計）で、日本の総人口 1 億 2,734 万人（総務省統計局「平成 25 年 7 月 1 日現在の人口推計」）の 1.61%にあたります。

八尾市において外国籍を有する市民は、平成 25 年（2013 年）3 月末現在、6,553 人で、八尾市の全人口 27 万 29 人に占める割合は 2.43%になっており、大阪府内では、大阪市、東大阪市、堺市に次いで 4 番目に多くなっています。

人口及び世帯数の推移をみると、人口は平成 7 年（1995 年）をピークに、世帯数は平成 17 年（2005 年）をピークに減少してきています。また、1 世帯当たり人員は減少傾向にあります。

■外国籍を有する市民と世帯数の推移



資料：八尾市統計書（各年 3 月末）

(2) 国籍別・在留資格別の外国籍を有する市民の割合

八尾市における外国籍を有する市民の国籍の数は、平成 25 年（2013 年）3 月末現在で、44 か国に及んでいます。

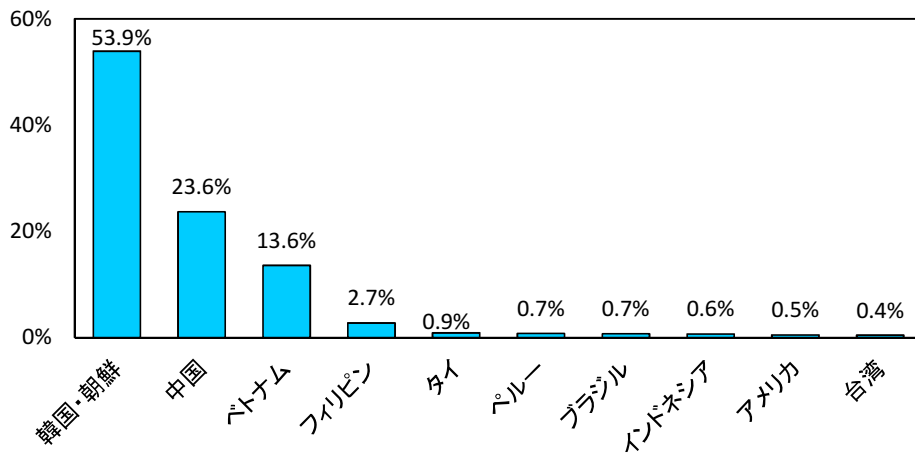
国籍別にみると、全体の 6,553 人のうち、韓国・朝鮮籍の市民が 3,532 人（53.9%）、中国籍の市民が 1,549 人（23.6%）、ベトナム籍の市民が 891 人（13.6%）と多くなっています。大阪府や国と比較すると、八尾市においては、韓国・朝鮮籍、ベトナム籍の市民の割合が高くなっています。

韓国・朝鮮籍市民は、過去の歴史的な経緯から、従来、非常に高い割合を占めていましたが、昭和60年（1985年）の国籍法の改正や日本国籍の取得（「帰化」）、高齢化の進行などにより減少傾向となっています。

また、1980年代以降、政府による中国帰国者及びインドシナ難民の受け入れなどもあり、中国籍市民やベトナム籍市民が増加傾向となっており、特にベトナム籍市民は大阪府内で最も多い状況です。また、最近では、アジアを中心とする国からの研修生・技能実習生等も増加しています。

その他、八尾市には、外国籍を有する市民だけでなく、日本国籍を取得した人、中国帰国者、両親が国際結婚をした人、海外での長期滞在生活を経て帰国した人など、外国にルーツを持つ日本国籍を有する市民も多く、さまざまな歴史的・地域的・文化的背景を有することから、言語・文化・生活習慣なども多様化しています。

■国籍別の外国籍を有する市民の割合（上位10か国）

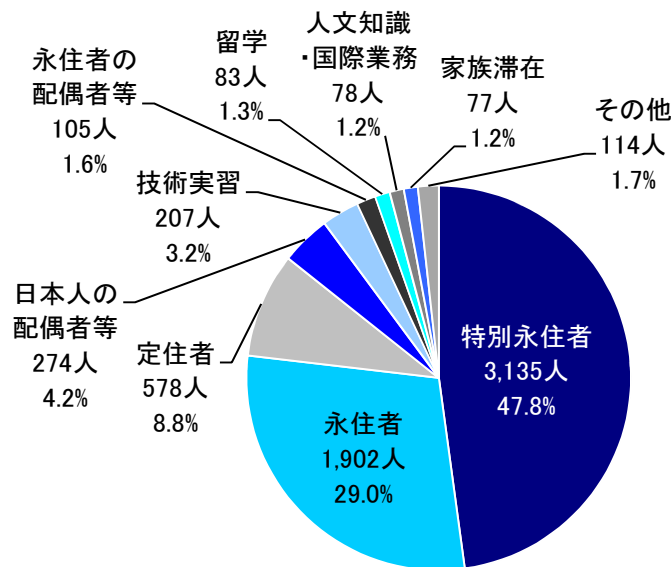


資料：八尾市資料

在留資格別では、平成 25 年（2013 年）3 月末現在、「特別永住者^{※2}」が 3,135 人（47.8%）で最も多く、次いで「永住者^{※3}」が 1,902 人（29.0%）、「定住者^{※4}」が 578 人（8.8%）となっており、八尾市では、定住している、あるいは定住に向けて暮らしている外国籍を有する市民が大多数を占めています。

また、八尾市における外国籍を有する市民の中で最も多数を占める韓国・朝鮮籍市民は、その大半が「特別永住者」の在留資格を有しています。

■在留資格別の外国籍を有する市民の割合



資料：八尾市資料

※2 「特別永住者」とは、平成 3 年（1991 年）に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格。戦前（昭和 20 年（1945 年）9 月 2 日以前）から日本に継続して居住している平和条約国籍離脱者（在日韓国・朝鮮人及び台湾人）とその子孫を対象とする。

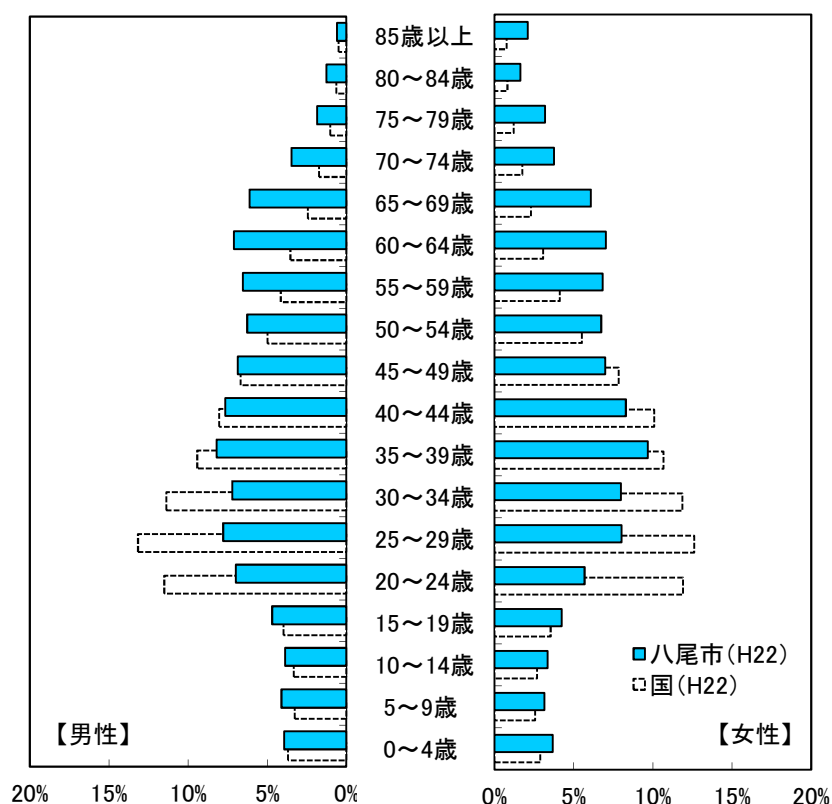
※3 「永住者」とは、出入国管理及び難民認定法の在留資格であり、法務大臣が永住を認める者で、在留活動の制限が無く、在留資格更新の手続きが不要。10 年以上の在留、独立生計を営むに足りる資産または技能を有することなどが資格要件である。

※4 「定住者」とは、出入国管理及び難民認定法の在留資格であり、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者で、中国残留邦人や難民、日系 3 世などに与えられる。

(3) 外国籍を有する市民の年齢別人口構成

八尾市の外国籍を有する市民の年齢別人口構成は、国と比べると年齢の分布が異なっており、国では、20歳代後半が年齢別人口のピークであるのに対して、八尾市では、30歳代後半がピークとなっています。また八尾市では、50歳代後半から65歳代以上の壮年期、高齢期をはじめ、0～10代の割合も比較的高くなっています。

■ 外国籍を有する市民の年齢別人口構成



資料：国勢調査(平成22年)

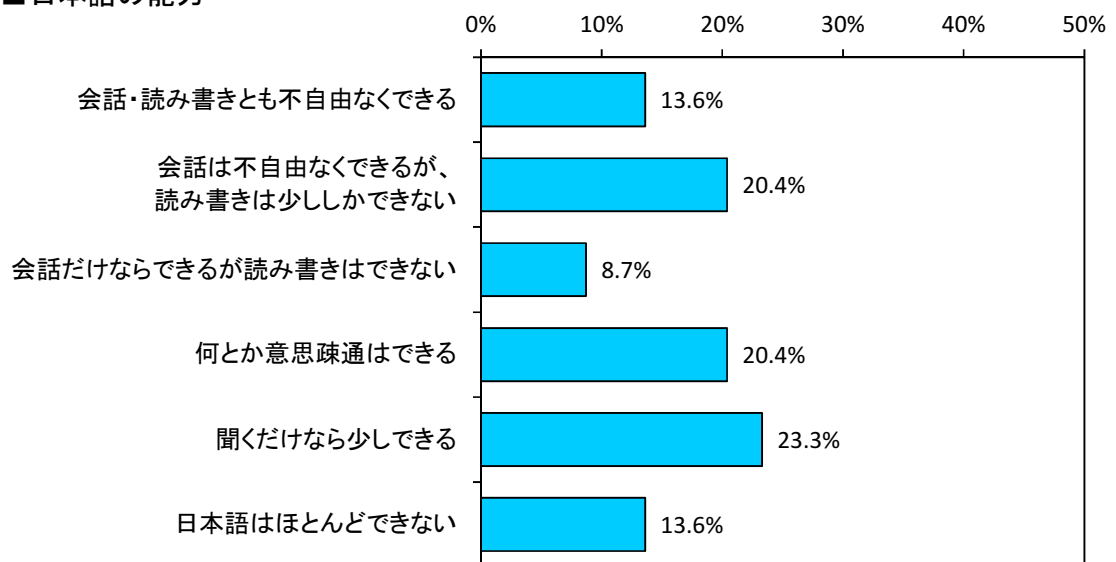
2. 外国人市民情報提供システム調査から

八尾市に在住する外国人市民を対象として平成 20 年度（2008 年度）に実施した八尾市外国人市民情報提供システム調査から、八尾市に在住する外国人市民が日常生活において必要としている情報や情報入手の手段などについての現状を分析しました。

(1) 日本語の能力について

日本語の能力では、「会話・読み書きとも不自由なくできる」、「会話は不自由なくできるが、読み書きは少ししかできない」が全体の 34% となっていますが、「会話だけならできるが読み書きはできない」、「何とか意思疎通はできる」、「聞くだけなら少しできる」、「日本語はほとんどできない」人が 66% と、自分の日本語能力に関して不自由さを感じている人が多く、日本語による情報提供だけでは、内容が十分に理解されていない可能性があるということがわかります。

■ 日本語の能力



(2) 情報の入手方法について

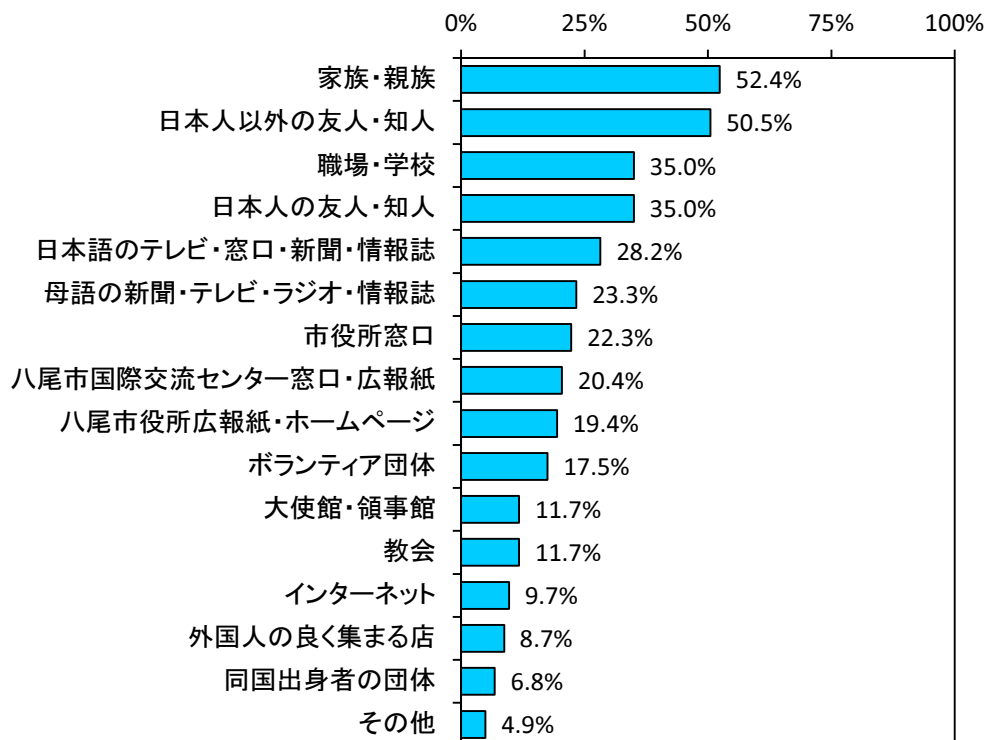
生活に必要な情報の入手方法では、「家族・親族」の 52.4%、「日本人以外の友人・知人」の 50.5% であり、同国出身者による私的なネットワークが、情報を入手する場合に大きな役割を担っていることがうかがえます。

次いで、「職場・学校」と「日本人の友人・知人」が 35.0% と高い割合を示しており、友人関係とともに、職場・学校が情報入手に果たしている役割が大きいと考えられます。

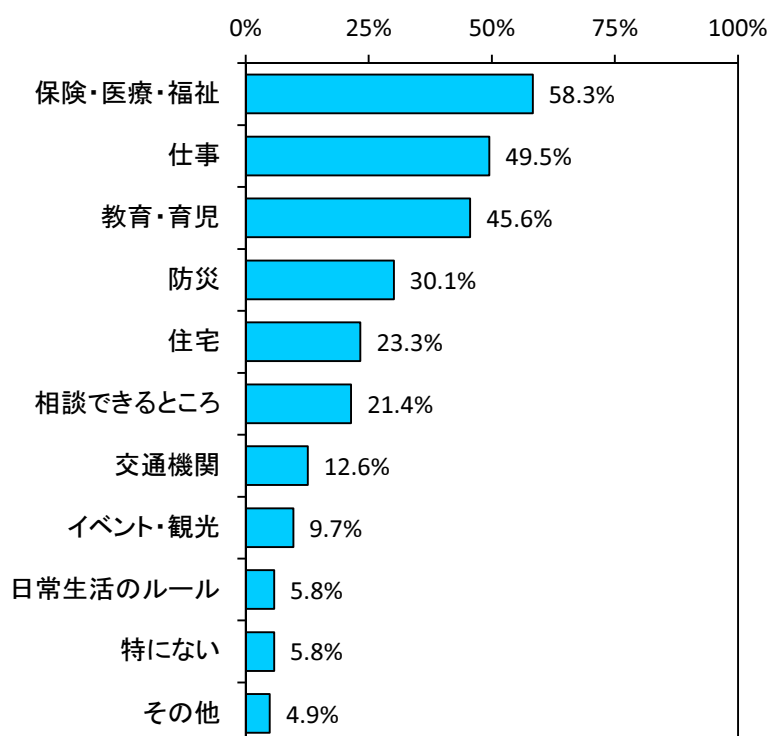
また、「母語の新聞・テレビ・ラジオ・情報誌」が 23.3% となっており、母語による情報提供の必要性もうかがえます。このほか、「市役所窓口」、「八尾市国際交流センター窓口・広報紙」、「八尾市役所広報紙・ホームページ」、「ボランティア団体」といった、公的窓口や支援団体も情報入手の重要な役割を担っています。

また、生活するうえで情報が必要な分野については、「保険・医療・福祉」が58.3%、次いで、「仕事」が49.5%、「教育・育児」が45.6%となっており、日常生活に関する基本的な情報が求められていることがわかります。

■生活に必要な情報の入手方法（複数回答可）



■生活するうえで情報が必要な分野（複数回答可）

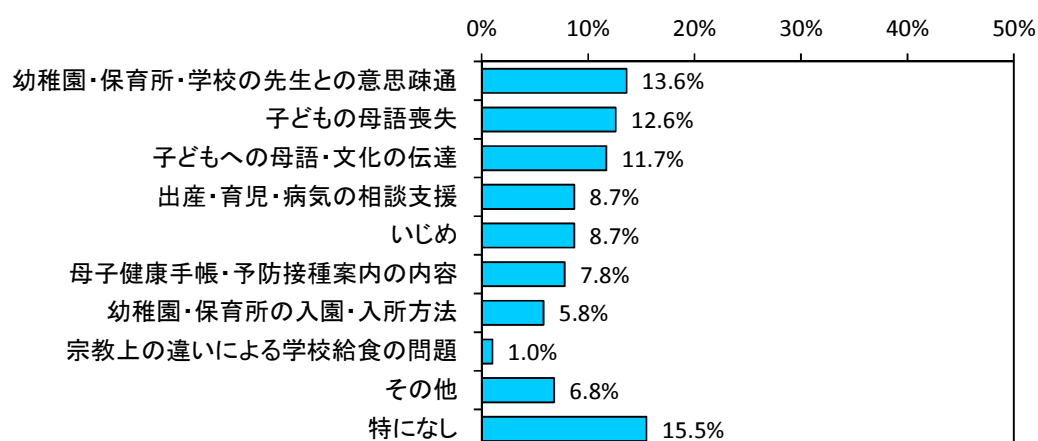


(3)子育てについて

子育てで困っていること・悩んでいることについては、「幼稚園・保育所・学校の先生との意思疎通」が13.6%、「子どもの母語喪失」が12.6%、「子どもへの母語・文化の伝達」が11.7%の順で高い割合になっています。

このことから、自身の日本語能力の問題から、関係者との意思疎通に悩んだり、子どもの母語の喪失に不安を感じている様子がわかります。

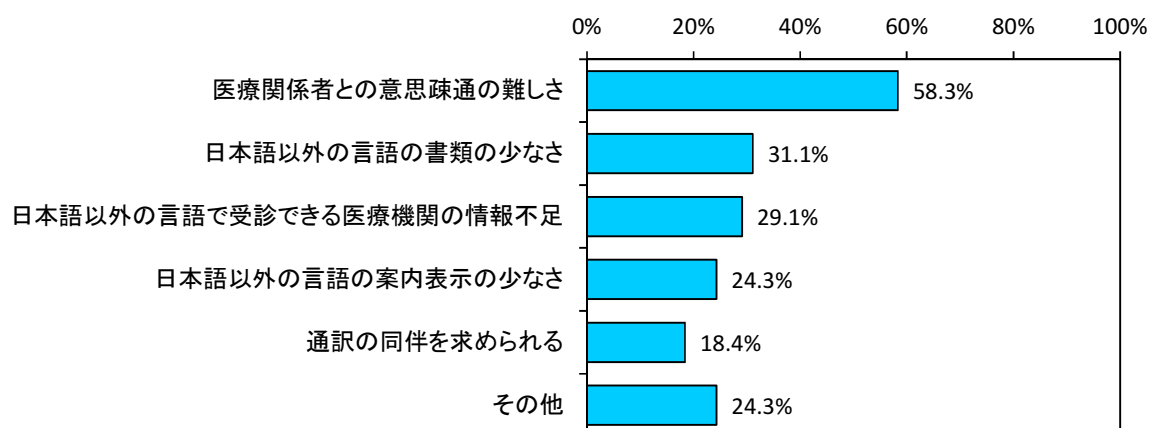
■子育てで困っていること・悩んでいること（複数回答可）



(4)医療について

病気になったときに困ることは、「医療関係者との意思疎通の難しさ」が58.3%と6割近くに及んでいます。次いで、「日本語以外の言語の書類の少なさ」が31.1%、「日本語以外の言語で受診できる医療機関の情報不足」が29.1%となっており、日本語での受診に対して不安を感じていることがわかります。

■病気になったときに困ること（複数回答可）



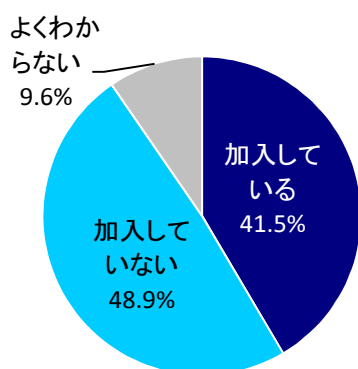
(5) 年金・介護について

20歳から59歳の公的年金制度への加入状況については、「加入している」が41.5%、「加入していない」が48.9%となっています。また「よくわからない」と回答した人も9.6%となっています。

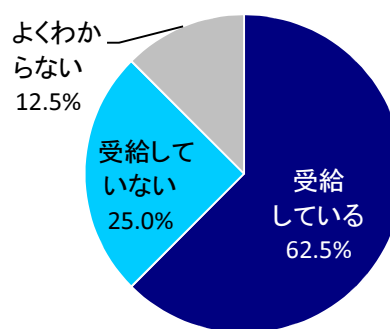
60歳以上の人の公的年金の受給状況については、「受給している」が62.5%、「受給していない」が25.0%、「よくわからない」が12.5%となっています。

公的年金制度についての認知度は高くなく、その仕組みが十分に理解されていない状況がうかがえます。

■ 公的年金制度への加入状況



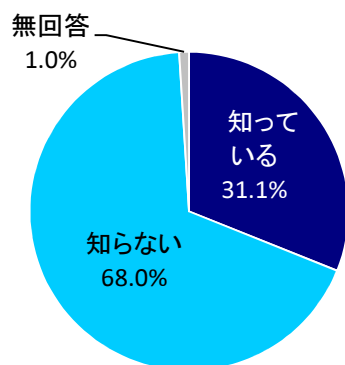
■ 公的年金の受給 (60歳以上)



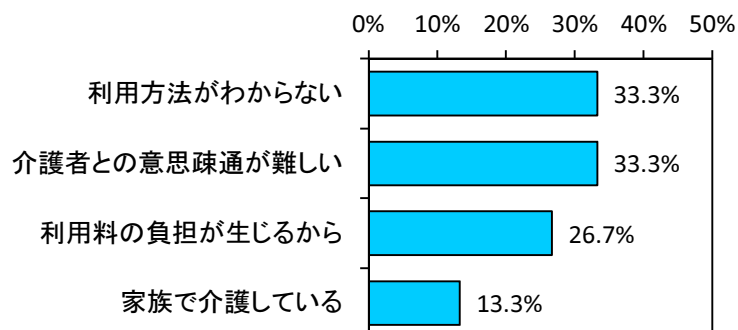
介護保険制度の認知度については、「知っている」が31.1%に対し、「知らない」は68.0%と、介護保険制度の認知度の低さがうかがえます。

介護サービスを利用しない理由については、「利用方法がわからない」と「介護者との意思疎通が難しい」が33.3%と最も高く、サービス内容の情報提供の不十分さとともに、言語の壁が制度の利用を妨げている現状がうかがえます。

■ 介護保険制度の認知度



■ 介護サービスを利用しない理由 (複数回答可)



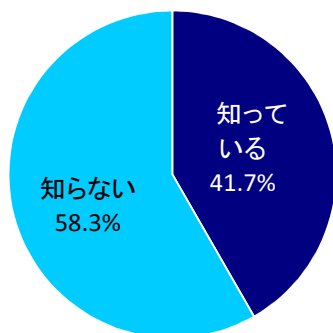
(6) 避難場所について

地震や台風などの災害時の避難場所については、「知っている」が41.7%、「知らない」が58.3%となっており、過半数が避難場所を認知していないことがわかります。

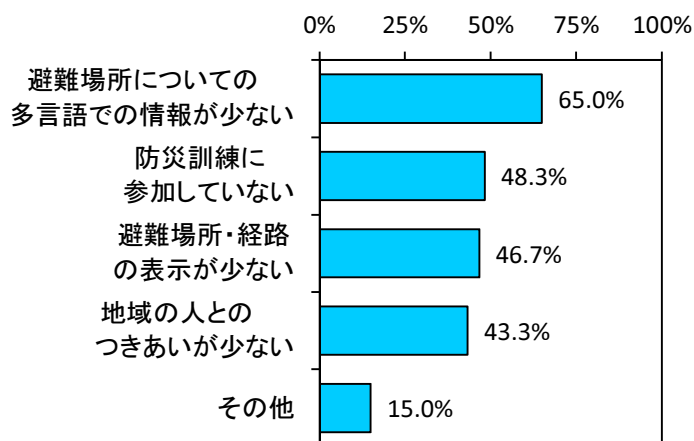
その理由としては、「避難場所についての多言語での情報が少ない」が65.0%、「避難場所・経路の表示が少ない」が46.7%と、情報の不足が要因となっています。

また、「防災訓練に参加していない」が48.3%、「地域の人とのつきあいが少ない」が43.3%であり、近隣住民とのコミュニケーションが十分でないことも大きな要因となっています。こうした現状では、災害発生時に近隣との助け合いが機能しないことがうかがえます。

■ 災害時の避難場所の認知度



■ 避難場所を知らない理由（複数回答可）



(7) 相談相手について

困ったときに相談する相手については、「日本に住む家族・親族」が72.8%と最も高く、次いで、「日本に住む同国人の友人・知人」が52.4%となっており、同国出身者どうしの私的ネットワークが外国人市民にとっては重要な存在となっていることがわかります。

一方で、「公共の外国人相談」が26.2%、「NPOなどの外国人相談」が23.3%と、外国人相談窓口も大きな役割を果たしていることがわかります。

■ 困ったときの相談相手（複数回答可）

